

# 送迎対応病児保育事業のご案内



## 1 送迎対応病児保育事業とは

保護者の依頼を受け、わたぼうし病児保育室の看護師等が、保育園等（保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、小学校）において体調不良となったお子様をお迎えに行き、かかりつけ医療機関等での受診後、保護者がお迎えに来るまでの間、わたぼうし病児保育室で一時的にお預かりすることをいいます。

※ご自宅へのお迎えは行いません。

※お子様が保育園等に登園する前に体調不良となった場合は、登園させることなく医療機関を受診いただき、病児保育室をご利用ください。

## 2 送迎利用の対象児童

次の①から③までのすべてに該当する児童が対象となります。

①市内に住所を有する生後6か月から小学校6年生までの児童。

②通っている保育園等で体調不良となり、集団活動が困難であること。

③保護者等が勤務等により保育園等へ迎えに行くことが困難であって、かつ、迎えに行く者がいないこと。

## 3 利用に当たってのお願い

・あらかじめ、かかりつけ医療機関等に事業の利用希望があること及び、その際にはわたぼうし病児保育室の看護師等が受診時に同行することをお伝えください。特に、基礎疾患をお持ちのお子様については、必ずかかりつけ医師とご相談の上、ご利用ください。

・わたぼうし病児保育室においてお子様とともに事前面談の上、送迎利用について登録していただく必要があります。

・面談日時は、わたぼうし病児保育室に直接予約してください。

・面談の際には、健康保険証、上越市子ども医療費受給資格者証、かかりつけ医療機関等の診察券の写しをご持参ください。

・面談後、「提供事前承諾書」を受け取り、通う保育園等へ提出してください。

※お子様にとって、面識のない大人に送迎をされることは、心身に大きな負担になることもありますので、送迎サービスの内容を十分にご理解いただき、ご利用ください。

## 4 利用者負担金

○病児保育利用者負担金 2,000円

○送迎利用者負担金 タクシー代金の実費（上限2,000円）

※その他診察料金、昼食代等をご負担いただく場合があります。

※電話予約の完了をもって料金が発生する場合があります。

## 5 送迎利用の流れ

